

最高裁秘書第2841号

令和2年12月7日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書不開示通知書

7月1日付け（同月3日受付、第020254号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

自己開拓プログラムの中止決定を見直して欲しいという趣旨で司法修習生から提出された令和2年6月20日付の意見書、及び当該意見書に関して司法研修所が作成した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第5条第1号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）